

農山漁村振興交付金

(中山間地農業推進対策（「島のめぐみ」プロジェクト推進事業）) 公募要領

第1 はじめに

離島地域（沖縄、奄美群島、小笠原諸島含む。）において農業は、産業人口に占める農業者の割合が約11%と、全国平均の約3%と比べて高く、離島の経済を支える基幹産業の一つとなっています。また、特有の気候・風土を活かし、国内の工芸農作物の約20%、芋類の約5%が生産されるなど、食料の安定供給面においても重要な役割を担っています。

一方、離島地域の農業は、四方を海で囲まれているため必然的に発生する海上輸送コストの高騰の影響を特に大きく受け、他地域と比べて極めて厳しい状況にあります。また、我が国の食料・経済安全保障の観点から、食料調達先の多角化を進めることができます。

このような状況の下、離島で生産・加工された農産物等の新規需要の掘り起こし及びブランド化の後押しにより、離島の農業関係者・団体等の所得確保を推進し、離島農業振興及び食料調達のリスク軽減に取り組む必要があります。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、離島の特色ある農産物等の新規需要の掘り起こし及びブランド化の推進を図るため、都市部における離島の農産物等の展示販売会等の販路拡大の取組を支援します。

振興交付金の応募方法、交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和8年2月3日（火）から令和8年2月20日（金）17時まで

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は次のとおりであり、事業内容、事業実施主体、事業期間、交付率及び上限額は別表に定めるとおりです。

1 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

第3 提案書の作成、提出等

1 応募に必要な書類

（1）農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添様式）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。

なお、交付対象事業費の内容、構成及び積算は、別紙1に定めるとおりです。

（2）提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

ア 設立趣意書、定款、規約等

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去3年間の事業報告（設立して間もない提案者については、設立後現在ま

での期間の事業実績が分かる資料)

- エ 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立して間もない提案者については、設立後現在までの期間の資料）
- オ 役員・職員名簿及び組織図
- カ 提案された事業を主導する代表者、実務責任者及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているかを判断するための資料
- キ 事業にかかる経費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

（1）提案書作成に当たっての留意事項

- ア 提案書本体はA4判20ページ以内で記載してください。
※提案書本体とは、別紙提案書の2～7を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。
- イ 20ページを超えるものは審査の対象外とすることがあります、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。
- ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。
- エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。
- オ 販売会の会場の候補については、開催回数に関わらず東京都内においては2箇所（第1候補、第2候補と優先順位を付ける。）以上挙げること。積算においては第1候補で積算を行うこと。

3 提案書等の提出方法等

（1）提出方法

提案書類の提出は、第9に記載する書類提出先に次のア又はイのいずれかの方法により提出してください。

ア 電子データにより提出する場合

書類提出先のメールアドレスにメールの件名を「島のめぐみ」プロジェクト推進事業の事業実施主体への応募（応募者名）とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。電子メールに添付する電子データ（1の（1）に記載した提案書については、オリジナルデータ及びPDFの両方、1の（2）の各資料についてはPDF形式）は、圧縮せずに、1メール当たり10MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、「島のめぐみ」プロジェクト推進事業の事業実施主体への応募（応募者名）その〇（〇は連番）と記載してください。また、トラブル防止のため、応募書類を電子メールで送付した後、第9の電話番号まで必ず御連絡ください。

イ 書類により提出する場合

書類提出先に、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）により御提出願います。

書類を提出される場合でも、電子ファイルとして保存したCD-R等の電磁的記録媒体も一緒に提出ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）17時まで（郵送の場合は同日必着。）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合又は提案書類に虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、提案者1者につき1点に限ります。

ウ 提案書類の提出部数は1部です。（提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようA4片面クリップ留め、電子データによる提出の場合はA4サイズで印刷可能な設定で御提出ください。）

エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。

カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第4 説明会の開催

公募に係るオンライン説明会を以下のとおり開催します。説明会への出席を希望する場合は、期限までに電子メールで参加申し込みを行って下さい。

なお、当該説明会への出席は、応募に当たっての必須条件ではありません。

日時：令和8年2月9日（月）13：30～14：30

形式：Microsoft Teamsによるオンライン方式

参加申込：メールの件名を「「島のめぐみ」プロジェクト推進事業説明会参加申込」とし、本文に①団体名②担当者名③連絡先電話番号を記載の上、令和8年2月5日（木）18時までに申し込んで下さい。

（申込先）tiikishinkokoubo@maff.go.jp

第5 配分対象とする事業者の制限

1 第3に定める提案書の提出日から過去3年以内に、次のいずれかに該当することにより、補助事業等の交付決定の取消しを受けた、又は交付決定の取消しによらず補助金等の返還を行った提案者の提案は、本事業の選定の対象なりません。

（1）補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関する補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他の法令又はこれに基づく各省各庁の長の处分に違反した

（2）間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関する法令に違反した

2 過去3年の起算点

（1）交付決定の取消しを受けた場合は、交付決定取消を受けた日

（2）交付決定の取消しによらず補助金等を返還した場合は、補助金等の返還を行った日

第6 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額することがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

審査は、別紙2に掲げる内容を勘案して総合的に行います。

3 選定結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかつた旨を、それぞれ通知します。

また、当該通知においては、第6の1の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかつた提案者の中から、交付候補者を選定する場合があり、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

第7 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、農村振興局長から交付候補者となった旨の通知を受けてから1月以内に交付等要綱第5に定める農山漁村振興推進計画を策定するとともに、実施要領第7に定める事業実施計画を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、事業実施計画の承認に当たり、対象経費を確認するため、以下の資料が必要となりますので、事業実施計画に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

（1）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参考の上作成してください。

（2）旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

（3）委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 振興交付金の支払手続

農村振興局長は、事業実施計画を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、速やかに、交付等要綱第10に定める交付申請書を作成し、農林水産大臣に提出してください。

農林水産大臣は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、事業実施計画に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

(1) 交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱第21の1に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農林水産大臣に提出してください。

(2) その後、農林水産大臣は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。

(3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第8 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省、他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書、計画変更に伴う各種承認申請書及び報告書の作成・提出等については、適時適切に行ってください。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。

- (2) 振興交付金の経理を他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、農村振興局長に報告すること。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、農林水産大臣は、補助金適正化法第10条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、農林水産大臣は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

4 成果物等の帰属

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物（WEBサイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は、交付候補者に帰属します。なお、交付候補者は、農林水産省が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、当該権利の無償利用を農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して許諾することとします。

また、交付候補者は、本事業の実施期間中及び本事業の実施期間終了後5年間において、本事業の成果として生じた著作権について、農林水産省以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、本事業の開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

5 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していくだくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること、雑誌論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

6 事業成果等の評価に係る協力

農林水産省は、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、必要に応じて、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して評価を行います。その際、評価に必要となる事業成果の波及効果等に関するヒアリング等について、交付候補者に対して協力ををお願いすることができます。

7 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（1）利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（2）利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

8 収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

9 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

10 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどとした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第9 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いします。メールの場合は、件名を「(問合せ)「島のめぐみ」プロジェクト推進事業の事業実施主体への応募(応募者名)」としてください。

なお、担当者の業務の状況により、お問合せに即時に対応できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

(お電話でのお問合せ時間：10:30～12:00 及び 13:00～18:00 ※平日のみ)

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課地域振興班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL : 03-3502-8111 (内線 5631)

E-mail : tiikishinkokoubo@maff.go.jp

別表（第2関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体	交付率及び上限額	事業実施期間
1 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業	<p>全国の離島地域における農畜産物等の販路拡大・ブランド化を推進するため、以下のとおり離島地域の農畜産物等の販売等を行う展示販売会（以下「販売会」という。）の開催・運営等を行う。</p> <p>なお、取組の詳細については、国の職員との打ち合わせにより決定することとし、取組にあたっては、特定の団体のみを優遇するような情報発信やPR等は行わないよう配慮すること。</p> <p>（1）販売会等の開催・運営</p> <p>【開催場所・回数・期間・開催規模等】</p> <p>販売会は、出展者の負担軽減及び来場者の利便性を考慮し、東京都内のアクセスの良い場所において、連続する2日間以上の期間で1回以上開催するものとし、25団体程度が参加できる規模とすること。なお、複数回開催する場合、2回目以降の開催場所は東京都以外でも可とする。また、販売会の開催と併せて、例えば、販売会以外の場所における関連事業者との連携による企画展の開催、アンテナショップの活用、通信販売の実施などにより、更なる離島地域の農畜産物等の販路拡大が効果的に図られるよう工夫を凝らすこと。</p> <p>【出展者・出展物等】</p> <p>出展者は次の（ア）から（エ）までの地域の農畜産業者、加工販売事業者、自治体職員等（以下「離島地域の事業者」という。）とする。</p>	<p>民間団体（農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財團法人、一般社団法人、公益財團法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）</p> <p>なお、複数者による共同提案も可としますが、その場合は、複数者の中から本公募に係る代表提案者を選定し、国との連絡調整等は代表提案者が行うものとする。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>（1）交付率は、定額とする。</p> <p>（2）助成額の上限は、25,000千円とする。</p>	<p>補助金の交付決定の日から令和9年3月31日までとする。</p>

	<p>(ア) 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(イ) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 号に規定する沖縄</p> <p>(ウ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島</p> <p>(エ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島</p> <p>また、事業実施主体は、離島地域の事業者とのネットワークを構築し、広く周知・出展を募るとともに、離島地域の一次産品及びそれを使用した加工品を出品・販売すること。なお、可能な限り一次産品が多く出品・販売されるよう配慮すること。</p> <p>【経費の負担等】</p> <p>事業実施主体は、離島地域の事業者がより多く農畜産物等の出展ができるよう出展者に対し、出展に必要となる経費（会場費・物品賃貸料費・旅費等）については可能な限り、本交付金から負担するよう配慮すること。</p> <p>また、必要に応じて出展者に対するコンサルティング、アドバイザリングの実施等により、効果的な販路拡大が図られるように工夫を凝らすこと。</p>		
--	--	--	--

	<p>(2) 情報発信</p> <p>販売会等を開催するにあたり、Web サイト、各種メディア等の活用やチラシ等の PR 媒体を作成して事前告知を積極的に行うなど、幅広く情報発信を行う。</p> <p>また、離島地域の農畜産物等の継続的な販路確保のための E C サイトを作成するなど、広く一般に事業目的等が伝わるよう工夫を凝らすこと。</p> <p>(3) 実施報告書の作成</p> <p>販売会の実績（販売実績、来場者数等）の把握、出展者への販売会に対する満足度や達成度、今後の販路拡大に対する意見等に関するアンケートを実施し、これらの結果をとりまとめた実施報告書を作成する。</p> <p>なお、報告書は A 4 縦サイズ 10 頁程度（写真やアンケート結果等も含める。）とする。</p>		
--	---	--	--

別紙1（第3の1関係）

農山漁村振興交付金の対象経費

中山間地農業推進対策（「島のめぐみ」プロジェクト推進事業）の対象経費は、次のとおりとする。

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬 給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

別紙2

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

中山間地農業推進対策（「島のめぐみ」プロジェクト推進事業）

番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1 事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2 事業実施による効果、妥当性 【10点】		A:10点 B:8点 C:5点 D:2点 E:0点	・事業内容に対応した評価指標が設定されているか。 ・目標値の設定は妥当なものとなっているか。 ・目標値の計測する方法が明確になっているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費が適切に区分されており、その内訳は明確か。 ・経費の積算根拠が明確かつ不適切な経費が含まれていないか。
	3 事業の効率性・継続性 【10点】		A:10点 B:8点 C:5点 D:2点 E:0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4 事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】		A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。 ・適切な経理処理能力を有しているか。 ・会計事務の審査体制を適切に確保しているか（体制が脆弱でないか）。
小計		30点		
個別事項	1 販売会の開催・運営 【15点】	15点	A:15点 B:12点 C:8点 D:3点 E:0点	・販売会の形式、内容及び実施方法が、実現性が高く、離島地域の農畜産物等の一次産品が中心に出品・販売する取組となっているか。 ・販売会の回数、時期、開催場所及び規模が効果的・効率的な提案となっているか。また、離島地域の農畜産物等の更なる販路拡大が効果的に図られる取組を明記している提案となっているか。 ・業務の進行管理について役割分担やスケジュールが適切に示されており、遂行能力が高い内容となっているか。 ・販売会について、類似の実績を有しているか。 ・離島地域からの意欲がある参加者を広く募集する提案がなされているか。 ・農林水産省、離島地域の出展者及び販売会の会場担当者と綿密に連絡・調整できる内容となっているか。
	2 情報発信 【10点】		A:10点 B:8点 C:5点 D:2点 E:0点	・販売会の情報発信が、Webサイトやメディアの活用やチラシ等の作成など様々な手法を用いたPR活動を積極的に実施する提案となっているか。 ・広く一般に事業目的等が伝わるよう、継続的な販路確保のためのECサイトを活用するなどの創意工夫を盛り込んだ提案となっているか。
	3 実施報告書の作成 【5点】		A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・販売会の実績把握手法やアンケートの実施手法が、明確かつ効果的・効率的な提案となっているか。 ・報告書の内容は、今後の離島の農産物等の販路拡大やブランド化に参考にできる内容となっているか。
	小計	30点		
小計		60点		

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。